

税務課からのお知らせ



早めの納税 早めの申請

村税は、子育て支援、防災対策、生活環境の改善、教育・福祉の充実、文化の向上など、安全・安心で暮らしやすい村づくりのために使われています。

皆さんに納めていただく村税が確定しましたら、納税通知書を郵送します。各税の納期ごとに納期限の記載がありますので、納期内の納付をお願いします。

納付方法

	納付場所
納付書による納付	<ul style="list-style-type: none"> ・役場窓口 ・各コンビニエンスストア ・各金融機関 ・スマホ決済
口座振替による納付	振替日は下記「村税納期表」をご覧ください



村税納期表

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	村県民税 国民健康保険税	口座振替日
					普通徴収	特別徴収(年金)	
4月	*****					第1期	*****
5月	6月 2日(月)		第1期	全期			5月27日(火)
6月	6月30日(月)	第1期				第2期	6月27日(金)
7月	7月31日(木)		第2期		第1期		7月28日(月)
8月	9月 1日(月)	第2期			第2期	第3期	8月27日(水)
9月	9月30日(火)	第3期			第3期		9月29日(月)
10月	10月31日(金)		第3期		第4期	第4期	10月27日(月)
11月	12月 1日(月)	第4期			第5期		11月27日(木)
12月	12月25日(木)				第6期	第5期	12月22日(月)
1月	2月 2日(月)				第7期		1月27日(火)
2月	3月 2日(月)				第8期	第6期	2月27日(金)
3月	*****						*****

◎村県民税・固定資産税・国民健康保険税の納付書は、第1期に全期分の納付書を送付しますので支払い忘れにご注意ください。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収(年金)は、年金給付日に天引きとなりますので、納付書は発送されません。

◎納税金額が変更になった場合は、納期限の上旬に変更後の納付書を再送付します。

◎過年度分の遡及課税や国民健康保険税の更正などにより、随期の納付が発生する場合があります。

◎口座振替日は原則27日ですが、金融機関の休業日の場合は休業日明けとなります。

◎12月は納期限12月25日(木)・口座振替12月22日(月)になります。

◎令和7年度から口座振替を利用されている人で、残高不足などの理由で振替ができなかった人に対し、発送していた「口座振替不能通知」を廃止いたします。

〈問い合わせ〉税務課 課税係 TEL0967 (67) 2703

固定資産税に係る価格に関する審査申出について

固定資産税の納税者は、当該年度の固定資産税に係る固定資産の価格に不服がある場合には、審査の申し出をすることができます。申出期間は原則納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間となっています。

軽自動車税の減免

障がい者一人につき1台分の軽自動車税(種別割)が減免されます。

	対象となる車	使用している人	申請期限	減免申請に必要なもの
減免申請	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者手帳などの交付を受けている人が所有する軽自動車 ○障がいのある人と生計を一にする人が所有している軽自動車 ○障がいのある人のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が所有している軽自動車 ○障がいがある人の利用のために構造された軽自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいがある人本人 ○障がいがある人と生計を一にする人 ○障がいのある人のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人 	6月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○軽自動車税減免申請書(役場にあります。) ○軽自動車税の納付書 ○対象となる車の車検証(写し可) ○使用している人の運転免許証またはマイナ免許証(写し可) ○各障害者手帳 ○個人番号がわかるもの(通知カード・マイナンバーカードなど)

- * 申請は毎年必要です。(昨年申請された人は、申請内容に変更なければ添付書類を省略できます。)
- * 障がいの程度により、減免の対象とならない場合があります。(詳細はお問い合わせください。)
- * 普通自動車などとの同時申請はできません。

〈問い合わせ〉税務課 課税係 Tel.0967 (67) 2703

県から自動車税種別割のお知らせ

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の6月2日(月)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。

クレジットカード決済やスマートフォン決済アプリでの納付は「地方税お支払いサイト」を利用する必要があります。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封のお知らせに記載している専用サイトをご覧ください。以下へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉熊本県北広域本部 収税課 Tel.0968 (25) 4116 熊本県自動車税事務所 Tel.096 (368) 4020

法務局からのお知らせ

相続登記が義務化されました

- 所有者不明土地問題の解決に向けて民法、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。令和6年4月より前に発生した相続も対象です。
- 不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。
- 相続登記せずにそのまま放置していると…

さらに相続が発生し、相続人が増え、権利関係が複雑になる。相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。遺産分割に協力しない、またはできない相続人が出てくる。不動産の処分(売買など)が難しくなる。公的買収や災害復興の妨げとなる。などの問題が起きています。早めに相続登記を進めましょう。



法務省HP

